

平成 25 年度 第 3 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日 時 平成 25 年 2 月 18 日 (火) 15 : 00~17 : 20
2. 場 所 日本学生支援機構 市ヶ谷事務所 4 階 役員会議室
3. 議 事
 - (1) プライスウォーターハウスクーパース株式会社による提言等
 - (2) 自由討議
 - (4) 次回日程について
4. 出席者
 - (◎委員) 50 音順
岩田委員 (委員長)、木下委員、佐原委員、鈴木勉委員、鈴木洋州委員、宗野委員、渡辺委員
 - (○機構)
月岡理事、石矢奨学事業本部長、藤森奨学金事業部次長、金井債権管理部次長
 - (△分析業務受託業者)
プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (以下 PWC)
※文部科学省は欠席
5. 議事概要
 - (1) プライスウォーターハウスクーパース株式会社による提言等
(PWC から、机上資料 1 に基づき説明)

【「提言 1. ② 代位弁済、法的処理実施までに一度も返還のない返還者に対する、経済状況、就労状況、両親支援の有無等の実態調査」について】

◎：代位弁済・法的処理実施までに一度も返還のない返還者に対する実態調査の実施が提言されているが、返還実績が全くない者への調査は困難という印象。どのような調査方法を想定しているのか。

△：代位弁済や法的処理の過程において、返還者と個別交渉をする段階で調査が可能と考える。

◎：個人信用情報機関への登録率が低いのが、採用時に登録する前提ではないのか。個信への登録についてどのように同意を得ているのか。

○：平成 21 年度以降の採用者から、採用申込時に個信登録に関する同意書の提出を義務付けている。それ以前に採用されて貸与中の者については、適格認定の際に同意書の提出を貸与継続の条件としている。既に貸与を終了して返還中の者には、文書やHP等で個信登録への同意書の提出を依頼している。

○：同意書を提出した者のうち、返還中に延滞した債権を個信に登録する。新規返還者については返還開始後 6 ヶ月経過時点以降に延滞 3 ヶ月以上、それ以外の返還者は延滞 3 ヶ月以上となった場合に個信登録となる。

【「提言 2. ① 初期延滞者に対する施策」について】

<減額返還・返還期限猶予>

- ◎：減額返還と返還期限猶予のうちどちらを利用するかは、誰がどのような基準で決めるのか。返還者本人が選択できるのか。
- ：減額返還と返還期限猶予の適用条件は同一である。給与所得者は300万円以下、給与所得以外の所得を得ている者は諸経費を引いて200万円を基準額としている。どちらの制度を利用するかは、本人が選択する。
- ：返還を習慣化するためにも、まずは減額返還を検討していただくよう説明している。

- ◎：減額返還中または返還期限猶予中の返還者の状況をどのように把握しているのか。
- ：減額返還・返還期限猶予は一年毎に願い出が必要で、毎年申請の都度、申請事由（経済困難、失業、傷病、災害等）に応じた証明書を提出してもらっている。

- ◎：減額返還の利用推進の観点から、現行の半額への減額以外でも幅広い金額の設定を想定されているか。
- ：返還金額については、当初の割賦金またはその半額という選択肢のみである。
- ：番号制度の導入を前提とした新たな所得連動返還型奨学金制度においては、所得に応じて返還金額が決まるため、現行の定額制よりはきめ細かい金額設定になるものと想定している。

<保証種別別分析>

- ◎：延滞者における主な返還者が本人である比率について、人的保証の比率（男性67.9%、女性63.4%）が機関保証の比率（男性83.9%、女性75.0%）より低いという数値結果を、どのように解釈するか。
- △：延滞者の分析を行うに当たって、延滞者の中での内訳を見る必要がある。ただし、この度の結果からは、人的保証と機関保証で有意な差があるとは言い難いとする。
- ：人的保証の延滞者への調査結果を見ると、延滞の理由として「父母が経済困難」を挙げている者がいる。こういった返還者は、主たる返還者である父母が経済困難で延滞している場合が多い。
- ：機関保証制度創設当初は、全員加入を想定していたが、保証料の点で学生の負担が増えることを勘案して選択制としている。
- ：機関保証制度選択者は、延滞12ヵ月以上となった時点で代位弁済というかたちで公益財団法人日本国際教育支援協会に債権を移管している。

(2) 自由討議

(機構から、机上資料2及び机上資料3に基づき説明)

<延滞率の低下に向けた取組について>

- ◎: 「奨学金付学費プラン」等と称してJASSOの奨学金を斡旋している学校が多く見受けられるが、返還義務については十分な説明がされていないという印象。学費を確保するために、学生にJASSOの奨学金を借りさせて、返還については十分な説明をしない学校があるのではと懸念している。

- ◎: 延滞率を学校への配分に反映させているのか。
- : 学校への採用数配分には、延滞率を第一種では30%、第二種では20%の比重で反映させている。この比重を、平成26年度採用から、第二種についても30%に引き上げることとなっている。この率を例えば50%に引き上げるという方策も検討の余地があると思っている。
奨学業務連絡協議会(以下、「業連」という。)への参加/不参加を配分に反映するという方策も考えられる。文科省が開催している「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」の委員長である小林先生が提示されたアメリカの例のように、国の奨学金を使う前提条件として、学校に説明会開催の義務を課すという方策もあるのではないかと考える。
ただし、予約採用が7割に達することを勘案すると、説明義務は、大学だけでなく高校にも負っていただく必要があるのではないかと考える。

- ◎: 延滞率の高い学校に対して、JASSOはどのような措置を講じているのか。
- : 全学校宛に「延滞防止通知」、続いて「貸与等の実績」の通知をお送りし、その中で延滞状況やリレー口座の振替状況をお知らせした上で、返還指導へのご協力をお願いしている。また、延滞率の高い学校の返還説明会に機構職員を派遣し、学校担当者への説明や意見交換を行っている。
- : 返還説明会への職員派遣に関しては、返還者の多い学校が選ばれやすいが、学校の規模に関わりなく、適切な返還指導を実施していただけるよう、実情に沿った職員派遣先の選定に留意していく。今年度は、専修学校への派遣を増やしたところである。
- ◎: 延滞率が平均より高い学校に対しては、個別の指導をしてはどうか。
- : 延滞者の在学中の状況について、JASSOと学校が協力して分析することができないか。JASSOから学校に延滞者の情報を提供して、学校が当該延滞者の在学当時の状況と突き合わせる。その結果を分析することにより、延滞に陥る者に共通する要素や、学生生活中に現れた兆しのようなものを捉え、指導のポイントとすることができるのではないかと考える。
- ◎: 在学中から予兆が見える者と見えない者、両方存在する。学生数も多く、対応は難しい。
- ◎: JASSOから送付された「貸与等の実績」により、退学率が高い学部では延滞率も高いことが判明した。延滞者を出さないためには、大学内で学部毎の配分比率を調整することも必要と考える。
- ◎: 第二種は希望者ほぼ全員が採用される。一方、大学としては、退学や延滞が懸念される学生は推薦したくないが、本人が希望する以上推薦せざるを得ない。延滞率を下げるためには、各学校に選考の裁量を与える必要がある。

- ◎：予約採用についてはどうしようもないが、在学採用については、大学の実状に応じた裁量に委ねることも必要ではないか。将来延滞する可能性が低い、適格性を見込める学生を推薦するためには、学内での採用枠配分や推薦基準について、それぞれの大学できちんとした分析結果に基づいて決めた方がよいのではないか。
- ◎：現在の延滞率ではなく、延滞率を「どれだけ下げたか」という評価基準も考えられるのではないか。
- ◎：就職活動のサポートなど、将来の返還に繋がる効果的な取組をして、延滞率が顕著に改善した学校を表彰してはどうか。
- ◎：専修学校の延滞率が高いが、奨学金の対象となる専攻分野を広げ過ぎなのではないか。就学機会の確保という政策目的があることは承知しているが、就職に結びつきにくく一定割合以上の延滞が予想される専攻分野や趣味的要素の多い専攻分野にまで裾野を広げすぎるのはいかがなものか。
- ◎：専攻分野によっては就職がかなり厳しいものもあることから、このような情報を高校にも出していつて、奨学金を借りて進学するリスクをどう小さくするかについて、進路指導の段階から活用してもらう必要があるのではないか。
- ：専攻分野別の延滞状況の公表も検討している。延滞率の高い分野について学校が改善のための対策を講じたり、学生が進路選択の資料として活用できる。
- ◎：学校が保証人になることはできないか。
- ◎：学校としてはかなり反発がある。延滞した卒業生の保証分、つまりペナルティーを後輩に負わせることにも抵抗がある。予約採用の割合が増えている中では、大学が全責任を負うことは難しい。

<卒業生等に学校長名で文書を送付することについて>

- ◎：卒業生（新規返還者等）に対し、学校あるいは学長名で文書を送ることの効果はどの程度と想定されるか。
- ◎：協力に前向きな学校が結構ある（「協力する」または「協力を検討する」とした学校が8割程度）が、JASSOと本人が契約当事者であり、卒業生と直接の契約関係がない学校が、学長名で文書を出すことについての懸念はある。督促と取られる内容にはできないが、督促しなければならないというのは加減が難しい印象。
- ◎：事務量の増に加え、封筒代と郵送料と人件費等の経費負担を考えると、協力できない学校も多いと推測される。
- ◎：延滞率改善の方策として取り組む必要があると認識している。
- ◎：学校から送付するのは、督促ではなく注意喚起の趣旨。督促と解されないよう、通知文の内容には十分な注意が必要。また、学校担当者が独断で督促と取られるような指導をしないよう、学校に対しては十分な説明と指導が必要である。

<初期延滞の削減について>

- ◎：初期延滞の削減は、どのような目標を設定するのか。0%を目指すのか、ある程度削減できればよしとするのか、それとも、何らかの目標値を設定するのか。
- ：現中期計画においては、「総回収率 82%以上」を指標として施策を実施してきた。初期延滞の削減については、各学種の平均値を基準として、それよりも大幅に悪いところに重点を置いて取り組んだ結果、延滞が非常に少なくなっている。
- ：「総回収率 82%以上」には長期の延滞者も含まれており、実際のところ、返還されていない18%のうちの40~50%は7年以上の長期延滞者が占める。これらは既に学校との繋がりが途切れてしまっている年代と認識している。

<機関保証選択者の回収状況等について>

- ◎：機関保証で1回も返済しないまま代位弁済に至る者が50%もいるということに驚いている。それらの返還者は、本当に「返せない人」なのか、「返す意識がない人」なのか、気になるところである。
- ：代位弁済を経て完済した返還者を対象として協会がまとめたところによると、ある程度収入があるにも関わらず返還していなかった人は、返還意識が薄く、延滞という事態を重く受け止めていなかったことが伺われる。
- ：一方で、未就職や経済困難で返還できない人も多くいる。

<返還誓約書の徴収早期化について>

- ◎：返還誓約書の徴収を、貸与終了時から採用時に早期化したことによって、どのような効果があったと認識しているか。
- ：返還誓約書を確実に徴収する効果があったと認識している。平成21年度以前、貸与終了時に徴収していた時は、奨学金を満額貸与した後、退学等により音信不通となって返還誓約書を徴収できないものが存在した。債権管理の観点から、平成22年度以降の採用者からは採用時に返還誓約書を徴収しており、未提出の場合は奨学金の振込を停止するといった管理も可能になった。
- ：採用時に返還誓約書を徴収することにより、人的保証の連帯保証人・保証人の選任が確実にになった。本人が延滞した場合に、連帯保証人や保証人に確実に請求できるようになったことも効果の一つと考える。
- ：一方で、勤務先登録の件数が減少傾向にあり、返還誓約書の徴収早期化が要因の一つと考えられる。届出を行うよう、学校からも指導していただけると大変ありがたい。
- ◎：採用時に返還誓約書を徴収してから、卒業して実際に返還を開始するまでにはかなり時間が空いてしまうことについてはどうか。貸与終了時に学生が提出する書類はリレー口座加入申込書の控えだけというのが、返還意識の希薄化につながっているのではないか。
- ：貸与終了時には「貸与奨学金返還確認票」（以下、「確認票」という。）によって貸与総額や割賦金額を

改めて提示している。

- ：「確認票」と一緒に返送用の書類を配付し、改めて学生に提出させることも可能だとは思うが、学校の事務負担が増えるという問題がある。
- ◎：本人が返還について意識することが重要であり、必ずしも学校経由で書類を提出させる必要はないのではないか。例えば、貸与終了時にスカラネットパーソナルで貸与総額等について確認・同意してもらうことでも、返還意識の涵養につながるのではないか。

<学校の取組について>

- ◎：初回返還を確実にさせることが、以降の返還にも重大な影響を及ぼすと考える。いきなり5年も10年も猶予を受けて、その後返還できるものか疑問。やはり猶予より減額返還で少しずつでも返還を継続することにより、返還意識を持たせることが大切。
- ◎：返還開始初回の振替で躓かないよう、卒業予定者に対し、機会を捉えて返還に関するアナウンスをしている。
- ：現在の返還シミュレーションをより簡易なものにして、採用申込時に義務付けることを検討している。借用金額、返還年数、1回当たりの返還金額程度は、お金を借りるに当たって認識すべき基本事項であると考えている。
更に、貸与中においても、スカラネットPSを利用して同様の事項を確認させることが有効と考える。返還シミュレーションをしなければ貸与・継続されない仕組みが必要ではないか。
- ：継続願時の返還シミュレーションの義務化については実施したい。システム的に対応すると大規模な改修を要するため、これには時間がかかる。
- ◎：平成26年12月からスカラネットパーソナルで継続願手続が可能となることにより、利便性が高まるものと期待する。手続がスカラネットパーソナルに一本化されることは、学校としても事務負担軽減の観点から歓迎する。学生も、IDやパスワードが一本化されれば、卒業後も活用しやすいと推測される。

<高校及び保護者への説明の必要性について>

- ◎：予約採用者のほとんどは父母が手続をしているので、本人の返還意識が希薄であることが多い。学校は返還意識を涵養するために様々な施策を講じているところ。
- ◎：予約採用においては、高校の先生や保護者への説明が重要と考える。JASSOは高校や保護者への説明会等を実施しているのか。
- ：高校奨学金は都道府県が実施している。今後はJASSOとしても、学校を対象とした都道府県による説明会や、高校PTA連合会等の大会に出席させていただき、説明することを検討している。
- ：JASSOと大学が持っている情報を活用して延滞者の傾向分析を行い、その結果を高校生や保護者に提供できれば、ある程度の予見性に基ついた進路選択の資料になるのではないか。

(以上)